

令和3年12月1日

保護者の皆様

佐渡中等教育学校長
白藤 恵一

生徒とのメール・SNS等の使用及び接し方に係る校内ルールについて（お知らせ）

初冬の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日ごろより本校の教育活動について御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、教職員がメール・SNS等を用いて生徒と私的なやりとりを行わないことや、業務上必要な連絡を行う場合であっても、生徒や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取り扱いを明確化するため、県教育委員会の指導のもと、別紙のとおり、校内ルールを策定しました。

つきましては、生徒とのメール・SNS等の使用及び適切な接し方について、教職員にその趣旨を徹底するとともに、保護者の皆様、地域の皆様に周知することとしましたので、御理解の上、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

担当

前期教頭 中澤 健太

後期教頭 馬場 隆史

電話：0259-27-3531（直通）

生徒とのメール・SNS等の使用及び接し方に係る校内ルール

県立佐渡中等教育学校

Ⅰ 教職員と生徒との携帯電話での通話、メール・SNS 等の使用及び携帯電話等の所持について

(1) 携帯電話での通話について

- ① 生徒へ連絡を行う場合は、生徒の携帯電話には行わず、生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。
- ② 原則として、生徒からの連絡は教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。
- ③ 緊急の連絡を必要とする場合、生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

(2) メール・SNS 等でのやりとりについて

- ① 教職員と生徒の間でメール・SNS 等を使用する場合、教育活動（部活動・行事指導等）以外での個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
- ② 教育活動の場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明し、保護者から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。

(3) 教職員の携帯電話及びスマートフォンの所持について

原則として、教職員は授業での活用や緊急の連絡が必要な場合等を除き、携帯電話やスマートフォンを持ち歩かない。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- ① 生徒との面談や相談等は、電話（携帯電話を含む）やメール・SNS 等を使用して行わない。
- ② 原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施する。
- ③ 必要に応じて実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。

特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。

- ④ 1対1で実施する場合は、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない配慮をする。

3 教職員の自動車への生徒の乗車について

- ① 原則として、自家用車には生徒を乗せない。
- ② やむを得ず生徒を自家用車に乗せる必要がある場合は、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。

4 その他

上記の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

（附則）この校内ルールは、令和3年 12 月 1 日より実施する。